

加盟団体組織整備補助金交付要項

1 目的

定款第4条第1項第2号に基づき、加盟団体の活動及び組織の発展を支援する。

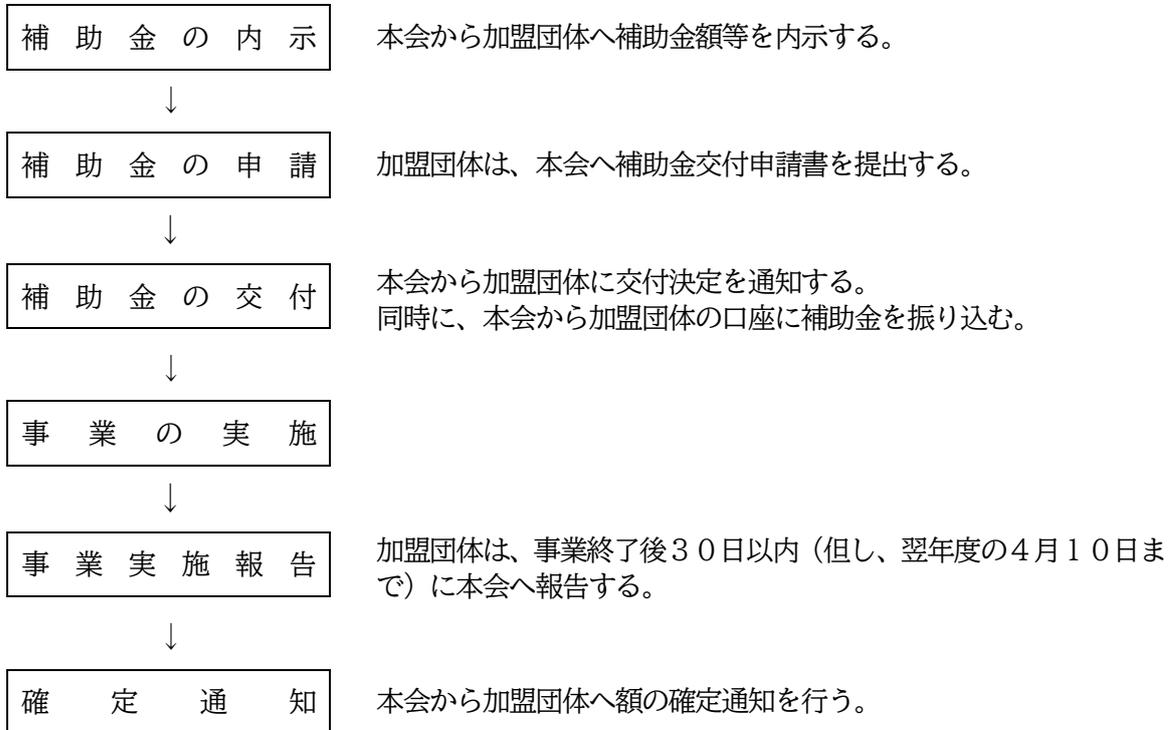
2 補助対象

全ての加盟団体

3 補助対象経費

対象経費一覧表通りとする。

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 一部改正